

答申第 228 号

情公 第 1618 号

令和 5 年 8 月 10 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 殿

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高橋 良

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 5 月 18 日付けで諮問された措置入院の経緯に関する文書等一部不開示の件（諮問第 244 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 実施機関である神奈川県知事は、別表 3 に掲げる情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関である神奈川県知事は、別表 4 に掲げる情報については、改めて開示又は不開示の決定をすべきである。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年10月9日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「令和元年12月3日～私が措置入院となった件についての全ての文書（①警察から県、県から移送先への通報内容、特定病院の医師以外のもう一人の医師の所属や診断内容等カルテ②また、県へ退院請求をしたことについてなど、入院中の全て）」について、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年10月16日付けで本件請求に対する決定期間を延長した上で、同年12月10日付けで、別表1の「保有個人情報が記録されている行政文書」欄に掲げる文書を特定（以下「本件対象文書」という。）した上で、別表2のとおり、その一部の情報を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年3月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

（省略）

4 実施機関（担当：健康医療局精神保健福祉センター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個々の職員の氏名等は請求者以外の個人に関する情報である。また、精神保健診察業務は被診察者の権利を制限することになるため、これを開示することにより、適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したため不開示

とした。

- (2) 問合せ先の電話番号は、主に関係機関との連絡調整に用いるための直通番号であり、開示することによって円滑な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したため不開示とした。
- (3) 精神保健指定医の氏名を開示することは、その医師が所属する病院や、医師の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したため不開示とした。
- (4) また、立ち会い職員の氏名及び起案者の氏名の開示については、前記 4 (1) のとおりである。
- (5) 退院請求における病院管理者を開示することは、当該管理者が正当な診察行為等を行う権利を害するおそれ及び請求者との関係が悪化等し、第三者に対して不利益が生じるおそれがあると判断したため、不開示とした。

5 審査会の判断理由

(1) 措置入院について

ア 措置入院について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項では、都道府県知事は、法第 22 条から第 26 条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法第 29 条第 1 項では、都道府県知事は、法第 27 条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。また、法第 27 条第 3 項は、同条第 1 項に定める指定医により診察をさせる場合には、職員を立ち合わせなければならない旨を、法第 29 条第 2 項は、都道府県知事が診察を受けた者を措置入院させるには、二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない旨を定めて

いる。

イ 法第 38 条の 4 は、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる旨を定めている。都道府県知事は、法第 38 条の 4 の規定による退院等の請求を受けたときは、法第 38 条の 5 により、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し、精神医療審査会に審査を求めなければならないとされている。

(2) 条例第 20 条第 3 号及び第 7 号を理由に不開示とした情報

ア 職員の氏名、役職名及び印影について

実施機関は、本件対象文書のうち、審査請求人に係る措置入院決定から措置入院事務の終了までの業務（以下「措置入院関係業務」という。）に係る文書及びその起案文に記載された職員の氏名、役職名及び印影については、個人に関する情報であり、当該情報を開示することにより、当該個人の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第 20 条第 7 号柱書又は同号及び同条第 3 号本文の両方に該当することを理由に不開示としている。これに対し、審査請求人は、措置処分の過程において不正を行った個人については開示すべきである旨主張している。

当審査会が確認したところ、実施機関が不開示とした情報は、措置入院関係業務の手續において、所属長の決裁を諮るために作成された起案文に記載された職員の氏名、役職名及び印影並びに当該業務に関する文書に記載された職員の氏名及び印影であることが認められる。

措置入院は、法第 29 条第 1 項の規定の要件を満たす場合には、本人の意思にかかわらず入院させることができる制度であることから、措置入院関係業務に関わった職員が特定される情報を開示することで、一連の措置に対して不満を持つ者が当該職員に措置判断となった事項の真偽や詳細等を確認するために、当該職員の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、措置入院関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、措置入院関係業務に関する文書及びその起案文に記載された職員の氏名、役職名及び印影は、条例第 20 条第 7 号柱書に該当することが認められる。

以上のことから、職員の氏名、役職名及び印影については、条例第 20 条第 7 号柱書に定める非公開情報に該当することから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、条例第 20 条第 3 号本文該当性を判断するまでもなく、妥当である。

イ 特定病院管理者の氏名及び印影について

実施機関は、本件対象文書に記載されている特定病院管理者の氏名及び印影について、請求者以外の個人に関する情報であり、開示することで、当該管理者の正当な診療行為等を行う権利を害するおそれがあるとして、条例第 20 条第 3 号本文又は同号及び同条第 7 号柱書の両方に該当することを理由に不開示としている。

そこで検討すると、特定病院管理者の氏名及び印影については、条例第 20 条第 3 号本文に定める請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることが明らかである。

また、当審査会が確認したところ、特定病院管理者の氏名はホームページ等で一般に公表されている情報であることから、審査請求人が知り得る状況にあったことが認められる。

したがって、特定病院管理者の氏名及び印影については、条例第 20 条第 3 号ただし書アに該当することが認められる。

また、前述のとおり、特定病院管理者の氏名については公表慣行があることから、当該情報が条例第 20 条第 7 号柱書に定める不開示情報に該当しないことは明らかである。

以上のことから、特定病院管理者の氏名及び印影については、開示すべきである。

ウ 指定医の氏名について

実施機関は、本件対象文書のうち、法第 27 条第 1 項に基づく診察に係る文書及び第 29 条の 5 の規定により特定病院から実施機関に提出された措置入院者の症状消退届に記載されている指定医の氏名について、個人に関する情

報であり、開示することにより、当該指定医及び所属する病院の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第 20 条第 3 号本文及び第 7 号柱書により不開示としている。これに対して、審査請求人は、前記 3 (3) から (5) までのとおり主張している。

指定医は、法第 18 条第 1 項に基づき厚生労働大臣が指定するが、指定医の氏名を公表する旨の規定はない。また、被診察者が、法第 29 条第 2 項に基づき診療を受けた指定医の氏名を知り得る法令上の規定及び慣行があるとの特段の事情も認められない。

以上のことから、指定医の氏名は、条例第 20 条第 3 号本文に定める請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでに規定する情報に該当しないことも明らかである。

したがって、指定医の氏名については、条例第 20 条第 3 号本文に定める不開示情報に該当することから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、条例第 20 条第 7 号柱書該当性を判断するまでもなく、妥当である。

エ 神奈川県精神医療審査会委員の氏名について

(ア) 神奈川県精神医療審査会は、法第 12 条の規定により設置されている機関であり、その委員は、法第 13 条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（指定医である者に限る。）、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、神奈川県知事が任命することとされ、法第 14 条の規定により、その指名された委員で構成する合議体で審査することが定められている。また、当該審査会は、退院等の請求の審査において、法第 38 条の 5 第 3 項により当該審査に係る請求者及び精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないとされており、同条第 4 項により必要に応じて入院中の者の同意を得て委員に診察させることや、精神科病院の管理者その他関係者に対して報告を求めることなどができるとされている。

(イ) 実施機関は、審査請求人からの法第 38 条の 4 の規定に基づく退院等の請求を受けて、法第 38 条の 5 第 3 項に基づく意見聴取実施のために作成した F-1 文書から F-3 文書までに記載された当該審査会委員の氏名につい

て、請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することで、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとし、条例第 20 条第 3 号本文及び第 7 号柱書により不開示としている。

そこで検討すると、当該審査会委員の氏名は、条例第 20 条第 3 号本文に定める請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。

また、当審査会が確認したところ、実施機関は、当該審査会の委員の氏名について、公開することで公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあるとして、ホームページその他の方法においても公表していないことが認められる。

以上のことから、当該審査会委員の氏名は、条例第 20 条第 3 号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当せず、また、同号ただし書イ又はウに規定する情報にも該当しないことも明らかである。

- (ウ) したがって、当該審査会委員の氏名は、条例第 20 条第 3 号本文に定める非公開情報に該当することから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、条例第 20 条第 7 号柱書該当性を判断するまでもなく、妥当である。

(3) 条例第 20 条第 3 号本文を理由に不開示とした情報

ア F-5 文書に記載された不開示情報について

- (ア) 実施機関は、特定病院から提出された F-5 文書のうち、記載者欄及び担当者欄に記載された特定の個人の氏名並びに担当者の所属の名称、電話番号及び FAX 番号について、請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、正当な診療行為を行う権利を害するおそれがあることから、条例第 20 条第 3 号本文に該当することを理由に不開示としている。
- (イ) 当審査会が確認したところ、F-5 文書のうち、実施機関が不開示とした、記載者欄及び担当者欄に記載された個人の氏名については、条例第 20 条第 3 号本文で定める請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。また、当該情報は、同号ただし書アからウまでに規定する情報に該当しないことも明らかであ

る。

(ウ) 一方、担当者欄に記載された所属名は、特定病院の一部門の名称に留まる情報であることが認められる。したがって、当該所属の電話番号及びFAX番号を含めた情報を開示することにより、特定の個人が識別されるとは認められない。

(エ) 以上のことから、実施機関が、記載者欄及び担当者欄に記載された個人の氏名を不開示としたことは妥当であるが、担当者欄に記載された所属の名称、電話番号及びFAX番号については、開示すべきである。

イ 担当医の氏名及び印影

実施機関は、審査請求人の法第38条の4の規定に基づく退院又は処遇の改善請求に関する神奈川県精神医療審査会での審議のため、特定病院から提出されたG-3文書のうち、特定病院の担当医の氏名について、請求者以外の個人に関する情報であり、開示することで、当該管理者の正当な診察行為等を行う権利を害するおそれがあるとして、条例第20条第3号本文及び同条第7号柱書を理由に不開示としている。

これに対して、審査請求人は前記3(3)から(5)までのとおり主張している。

そこで検討すると、担当医の氏名及び印影については、条例第20条第3号本文で定める請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、一般的に措置入院においては、複数人の医師が診療に当たる事例があり、直接的な診療は主治医が行い、担当医は中心的に診療に関わるものでなく、一医師の立場に過ぎないとのことである。したがって、患者は、主治医の氏名を知り得たとしても、担当医の氏名を知る機会がないと考えられることから、主治医の氏名は開示し、担当医の氏名については不開示としたと説明している。

そこで検討すると、患者が診療に携わった担当医の氏名を知り得る法令上の規定及び慣行があるとの特段の事情も認められず、本件対象文書を確認する限り、審査請求人が担当医の氏名を知り得る状況にあったことが認められる情報も示されていないことから、実施機関の説明に不自然・不合理な点があるとはいえない。

したがって、担当医の氏名及び印影は、条例第 20 条第 3 号ただし書アに規定する「法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当せず、また、当該情報の性質に鑑みれば、同号ただし書イ又はウに規定する情報にも該当しないことも明らかである。

以上のことから、実施機関が担当医の氏名を条例第 20 条第 3 号本文に該当することを理由に不開示としたことは妥当である。

ウ G-4 文書に記載された意見記入欄及び記入者の氏名について

(ア) 実施機関は、審査請求人の法第 38 条の 4 の規定に基づく退院又は処遇の改善請求に関する神奈川県精神医療審査会での審議のために審査請求人の家族から提出された G-4 文書のうち、特定の個人が記入した意見記入欄及び当該個人の氏名については、請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、当該個人の権利を害するおそれがあるとして、条例第 20 条第 3 号本文により不開示としている。

これに対して、審査請求人は、当該意見記入欄については、特定親族も全部開示することを希望しているにも関わらず不開示となっているのは通報内容と合わない情報が記載されていることからではないかと主張している。

(イ) 当審査会が確認したところ、当該意見記入欄及び記入者欄には、審査請求人の退院又は処遇の改善請求に対する意見と特定の個人の氏名が記載されていることが認められる。したがって、これらの情報は、条例第 20 条第 3 号本文に定める、請求者以外の個人に関する情報であり、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当することが認められる。

(ウ) しかし、当審査会が他の本件対象文書を確認したところ、G-4 文書は、F-2 文書で審査請求人の夫に提出依頼を行った文書であり、F-2 文書において、審査請求人の夫の氏名については開示されていることが認められる。したがって、審査請求人は、当該意見記入欄の記入者の氏名について知り得る状況にあったことが認められる。

また、当該意見記入欄の記入者が審査請求人の夫であることから、その記載内容について、審査請求人は知り得る状況にあったと考えることが相

当である。したがって、これらの情報は、条例第 20 条第 3 号ただし書アに規定する情報に該当することが認められる。

(エ) 以上のことから、実施機関は、G-4 文書のうち意見記入欄及び記入者の氏名について、開示すべきである。

(4) 条例第 20 条第 7 号柱書を理由に不開示とした情報

実施機関が本件対象文書のうち、精神保健福祉センター救急情報課の電話番号については、主に同センター関係機関との連絡調整に用いるための直通電話番号であり、開示することで円滑な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 20 条第 7 号に該当することを理由に不開示とした旨説明している。

当審査会が実施機関に確認したところ、当該電話番号については同センター関係機関のみに公開している直通電話番号であり、措置入院対象者及び家族には公開していないとのことであった。したがって、当該電話番号が明らかになると、当該電話番号を利用している事務とは無関係の問合せ等がなされるおそれがあることから、関係機関との連携をとることが困難となって、当該業務に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。

以上のことから、実施機関が、当該電話番号について、条例第 20 条第 7 号柱書に該当することを理由に不開示としたことは妥当である。

(5) 本件処分に係る決定通知書に未記載の不開示情報について

当審査会が確認したところ、実施機関は、本件対象文書のうち、法第 23 条に基づき、神奈川県警察から実施機関に提出された B-3 文書に記載された警察官の氏名及び審査請求人の転院に当たって作成された D-2 文書に記載された患者移送車の担当者の氏名を黒塗り処理した上で、請求者に開示しているものの、本件処分に係る決定通知書「開示をすることができない部分及び理由」欄には、その旨記載されていない。

条例第 22 条第 3 項は「開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むとき」は「その理由を併せて通知しなければならない」と定めていることから、実施機関は、警察官の氏名及び患者移送車の担当者氏名を不開示としたこと及びその理由について、本件処分において示すべきであった。

以上のことから、実施機関は、これらの情報について、改めて開示又は不開

示の決定を行うべきである。

(6) その他

審査請求人は、本件処分に係る審査請求により、実施機関に対して、措置入院処分の過程において不正が行われていることから、当該処分が不適切であったことを認めるよう要求し、実施機関のずさんな伝達体制を改善するよう求めている。

しかし、当審査会は、自己情報の開示請求に係る決定の当否について実施機関から意見を求められているのであって、これらの事項について調査審議する立場にない。

6 附言

実施機関は、本件処分において、C-4文書に記載されている主治医の氏名を条例第20条第3号本文に該当することを理由に不開示としているところ、審査請求人に開示した文書に記載されている当該情報については黒塗り処理等していない。

このことについて、当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、本件処分後に、当該情報は請求者が知り得る情報であり、条例第20条第3号ただし書アに該当する例外的に開示すべき情報であると判断したことから、保有個人情報の開示を実施する際には、黒塗り処理等をせずに開示したとのことであった。

しかしながら、本来、実施機関は、本件処分のとおり、保有個人情報の開示の実施をすべきである。したがって、実施機関は、本件処分に瑕疵があったのであれば、本件処分を取り消し、改めて開示又は不開示の決定を行った上で保有個人情報の開示の実施をすべきであった。

今後、実施機関においては、条例の趣旨及び目的に則り、適正な保有個人情報の開示の実施をするよう求める。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別表 1

請求内容

- 1 「警察官から県、県から移送先への通報内容、特定病院の医師以外のもう一人の医師の所属や診断内容カルテ等」

保有個人情報記録されている行政文書	文書区分	文書名
精神障害者の措置入院について（伺い）	A-1	起案文
	A-2	入院措置書
	A-3	入院措置通知書
	A-4	診断結果について（通知）
	A-5	措置入院に関する診断書
	A-6	診察記録
	A-7	措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票
	A-8	移送に際してのお知らせ
	A-9	措置入院決定のお知らせ
	A-10	本人・家族状況確認票
精神保健診察の実施について（伺い）	B-1	起案文
	B-2	診察依頼書
	B-3	第23条通報受書
	B-4	精神障害者（その疑いのある者）保護通報書
措置入院者の措置解除について（伺い）	C-1	起案文
	C-2	入院措置解除通知書
	C-3	措置入院者の入院措置解除について（送付）
	C-4	措置入院者の症状消退届
医療保護入院者の転院について（伺い）	D-1	起案文
	D-2	患者移送チェックリスト

2 県へ退院請求をしたことについてなど、入院中の全て

保有個人情報記録されている行政文書	文書区分	文書名
精神保健福祉法第 38 条の 4 「退院等の請求」の受理及び 同法第 38 条の 5 「退院等の 請求による審査」について (伺い)	E - 1	起案文
	E - 2	退院又は処遇の改善請求について (通知)
	E - 3	退院又は処遇の改善請求に関する事前調査書
	E - 4	退院又は処遇の改善請求書
精神保健福祉法第 38 条の 5 「退院等の請求」に係る意見 聴取の面接及び意見調書の送 付について (伺い)	F - 1	起案文
	F - 2	退院又は処遇の改善請求に係る意見聴取について (通知)
	F - 3	入院患者の退院又は処遇の改善請求に関する意見聴取について (依頼)
	F - 4	退院等の請求に関する意見聴取記録
	F - 5	退院又は処遇の改善請求に関する事前調査書
精神保健福祉法第 38 条の 4 「退院等の請求」に係る事務 の終了について (伺い)	G - 1	起案文
	G - 2	措置入院者の症状消退届
	G - 3	(審査請求人) に関する意見調書 (担当医が御記入ください。)
	G - 4	(審査請求人) に関する意見調書
	G - 5	意見調書
	G - 5	措置入院に関する診断書

別表 2

不開示とした情報（本件処分に係る決定通知書に記載された不開示情報）

文書区分	不開示とした情報	該当条項
A-1	職員の氏名、役職名及び印影	条例第 20 条第 7 号
A-3	特定病院管理者の氏名	条例第 20 条第 3 号
A-4	救急情報課の問合せ先	条例第 20 条第 7 号
A-5	精神保健指定医の氏名	条例第 20 条第 3 号
A-6	精神保健指定医及び職員の氏名	条例第 20 条第 3 号
	職員の氏名及び印影	条例第 20 条第 7 号
A-7	職員の氏名	条例第 20 条第 7 号
B-1	職員の氏名、役職名及び印影	条例第 20 条第 7 号
B-2	精神保健指定医の氏名	条例第 20 条第 3 号
C-1	職員の氏名、役職名及び印影	条例第 20 条第 7 号
C-2	特定病院管理者の氏名	条例第 20 条第 3 号
C-3	救急情報課の問合せ先	条例第 20 条第 7 号
C-4	特定病院管理者の氏名	条例第 20 条第 3 号
	精神保健指定医及び主治医の氏名	
D-1	職員の氏名、役職名及び印影	条例第 20 条第 7 号
D-2	職員の氏名及び印影	
E-1	職員の氏名、役職名及び印影	条例第 20 条第 3 号及び第 7 号
E-2	職員の氏名	条例第 20 条第 3 号及び第 7 号
F-1	職員の氏名、役職名及び印影	条例第 20 条第 3 号及び第 7 号
	神奈川県精神医療審査会委員の氏名	条例第 20 条第 3 号
F-2	神奈川県精神医療審査会委員の氏名	条例第 20 条第 3 号
	職員の氏名	条例第 20 条第 7 号
F-3	神奈川県精神医療審査会委員の氏名	条例第 20 条第 3 号及び第 7 号
F-5	記載者氏名	条例第 20 条第 3 号
	担当者の所属及び氏名並びに電話番号及び FAX 番号	条例第 20 条第 3 号

文書区分	不開示とした情報	該当条項
G-1	職員の氏名、役職名及び印影	条例第20条第3号及び第7号
G-2	特定病院管理者の氏名	条例第20条第3号
G-3	担当医の氏名及び印影	条例第20条第3号
	特定病院管理者の氏名及び印影	
G-4	意見記入欄及び記入者の氏名	条例第20条第3号

別表3

開示すべき情報

文書区分	開示すべき情報
A-3 B-3 C-2 C-4 G-2 G-3	特定病院管理者の氏名及び印影
F-5	「3担当者」欄に記載の所属名、電話番号及びFAX番号
G-4	審査請求人及び特定病院担当医以外が記入した、記載者の氏名及び印影並びに意見記入欄

別表4

改めて開示又は不開示の決定を行うべき情報

文書区分	改めて開示又は不開示の決定を行うべき情報
B-3	警察官の氏名
D-2	患者移送車の担当者の氏名

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年5月24日	○ 諮問（收受）
令和5年3月20日	○ 審議（第331回審査会）
令和5年4月21日	○ 審議（第332回審査会）
令和5年5月22日	○ 審議（第333回審査会）
令和5年7月24日	○ 審議（第334回審査会）

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 嶋 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和5年8月10日現在) (五十音順)